

令和 2 年度 公会計財務書類 注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの . . . 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの 取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 出資金

ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの 取得価額

②

ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの 取得価額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。） 残存価額 0 円の定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～50 年

工作物 10 年～60 年

物品 2 年～10 年

③ 無形固定資産（リース資産を除きます。） 残存価額 0 円の定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース

取引を除きます。)

- ・ ・ ・ ・ ・ 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
- イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- ・ ・ ・ ・ ・ リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

④ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を計上しています。

③ 投資損失引当金

なし。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

なし

(2) 表示方法の変更

なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

なし

(4) 重大な災害等の発生

なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

なし

(2) 係争中の訴訟等

なし

(3) その他主要な偶発債務

なし

5 追加情報

(1) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(2) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示している場合については、合計金額が一致しない場合があります。

(3) 対象範囲（対象とする会計）

会計（団体）名	区分	比例連結割合
一般会計	一般	全部連結
水道事業	全体会計	全部連結
国民健康保険特別会計（事業勘定）	全体会計	全部連結
国民健康保険特別会計（施設勘定）	全体会計	全部連結
介護保険特別会計（保険事業勘定）	全体会計	全部連結
介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）	全体会計	全部連結
後期高齢者医療特別会計	全体会計	全部連結
阿久根市土地開発公社	連結会計	全部連結
公益財団法人 阿久根市美しい海のまちづくり公社	連結会計	全部連結
株式会社 阿久根市食肉流通センター	連結会計	全部連結
北薩広域行政事務組合	連結会計	24.00%
阿久根地区消防組合	連結会計	59.63%
鹿児島県後期高齢者医療広域連合（普通会計）	連結会計	1.63%
鹿児島県後期高齢者医療広域連合（特別会計）	連結会計	1.67%
鹿児島県市町村総合事務組合（非常勤職員公務災害補償等事業）	連結会計	1.96%
鹿児島県市町村総合事務組合（退職手当）	連結会計	簡易連結